

前橋市食品衛生に関する条例の廃止について（議案第29号）

衛生検査課

1 廃止の理由

食品衛生法等の改正により、営業許可制度が見直されたことに伴い、条例による本市の営業許可制度を廃止する。

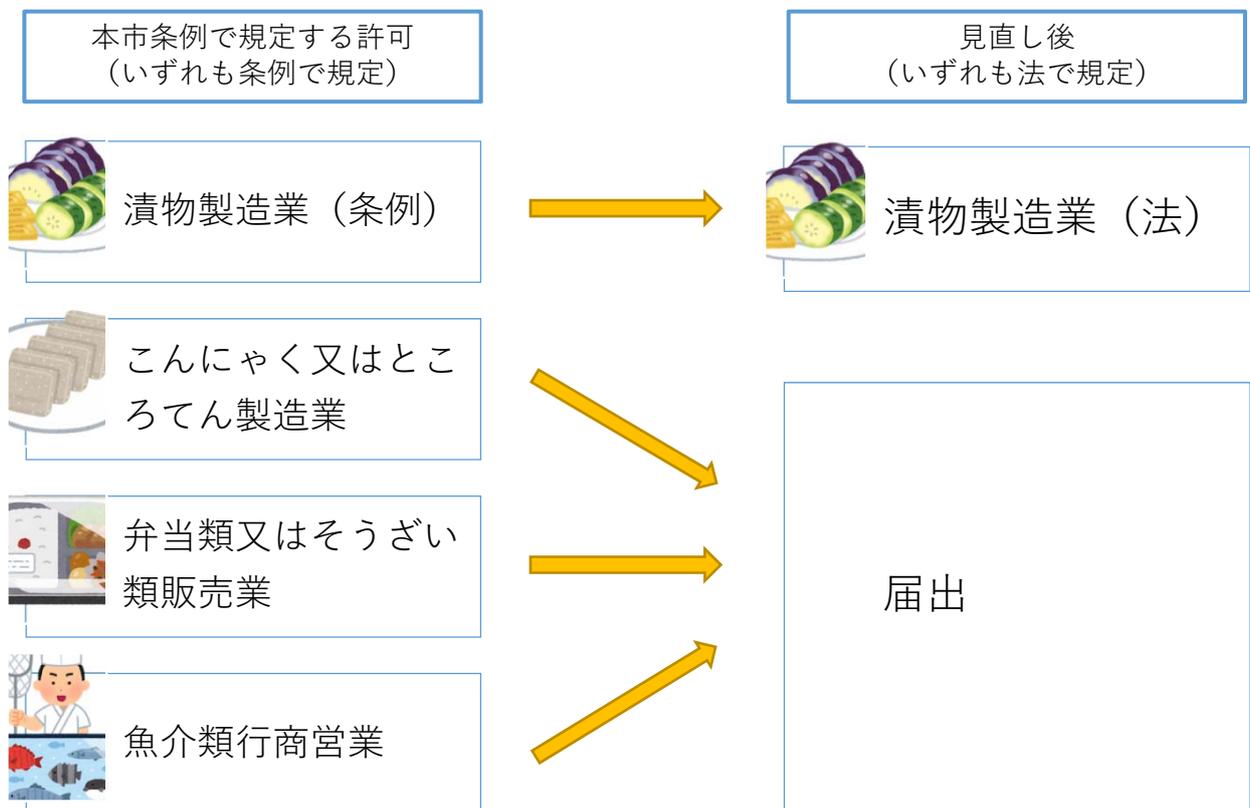
2 施行期日等

令和3年6月1日（この条例の施行の際現に廃止前の条例の規定による許可を受けて漬物製造業を営んでいる者に係る施設の衛生基準については、当該者が改正後の食品衛生法の規定による許可を受ける日の前日又は令和6年5月31日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。）

食品衛生法改正に伴う営業規制の見直しについて

平成30年6月に食品衛生法が改正され、原則、全ての食品等事業者にHACCP（ハサップ）※に沿った衛生管理が義務付けられたことから、営業届出制度が創設され、併せて既存の許可業種の見直しがあった。（34業種→32業種）

これに伴い、「前橋市食品衛生に関する条例」で定める許可のうち「漬物製造業」の許可は法で規定される許可へ、「こんにゃく又はところてん製造業」、「弁当類又はそうざい類販売業」及び「魚介類行商営業」の許可は法で規定される届出に移行することになる。（令和3年6月1日施行）



※ 事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。先進国を中心に義務化が進められている。

改正後は、現在条例で規定している許可がいずれも法において規定（許可又は届出）されるため、条例で規定する必要がなくなる。